

## 3. 市との連携・協力

自治会（町内会）は、それぞれの地域において住みよいまちづくりをめざし、環境美化、防災、防犯等の地域の生活環境に関する様々な課題を解決していくための主体となっています。

しかし、課題の全てを地域だけで解決することはできません。課題によっては、地域と行政が相互に連携・協力し、役割分担を決めながら解決に取り組む必要があります。

自治会（町内会）に対して情報の提供や公的施設の有効活用による活動場所の提供、財政的支援等を行う平塚市に対し、自治会（町内会）は回覧板による行政情報の周知や市の各種協議会へ委員を選出する等、互いに連携・協力しながらまちづくりを進めています。



### (1) 自治会（町内会）に対する助成制度

#### 地域組織育成事業交付金

|      |  |
|------|--|
| 概要   | 単位自治会（町内会）の公益的な活動に対して交付  |
| 助成内容 | 下記①～③を合算した金額<br>① 均等割 15,000～65,000円<br>② 世帯数割 315円×加入世帯数（当該年度の4月1日現在） |
| 申請時期 | 5月（該当する自治会（町内会）に対し、申請に関する書類が送付されます。）                                   |
| 担当課  | 協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）   |

#### 自治会地区連合会交付金

|      |   |
|------|---|
| 概要   | 自治会地区連合会の公益的な活動に対して交付   |
| 助成内容 | 下記①～③を合算した金額<br>① 活動支援割 連合会分 27,000円＋単位自治会分 12,000円×単位自治会数<br>※ 単位自治会長が連合会長を兼務する場合は、当該単位自治会数から1を減じる。<br>② 自治会数割 17,000円×単位自治会数<br>③ 世帯数割 80円×加入世帯数（当該年度の4月1日現在） |
| 申請時期 | 6月（該当する地区連合会に対し、申請に関する書類が送付されます。）   |
| 担当課  | 協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）  |

#### 地区自治会組織一括交付金

|      |  |
|------|--|
| 概要   | 「地域組織育成事業交付金」と「自治会地区連合会交付金」を一括で地区連合会に交付  |
| 助成内容 | 「地域組織育成事業交付金」と「自治会地区連合会交付金」を合算した金額       |
| 申請時期 | 5月（一括交付を導入している地区連合会に対し、申請に関する書類が送付されます。） |
| 担当課  | 協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）               |

### 3. 市との連携・協力

#### 自治会館等建設事業費補助金

|      |  |
|------|--|
| 概要   | 自治会館等の新築や補修等を行う事業に対する助成  |
| 助成内容 | 助成額は事業費の2分の1以内で、限度額はそれぞれ次のとおり。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・新築 800万円（自治会館）、200万円（防災倉庫） ・建替え統合 1,500万円</li> <li>・増改築 500万円 ・補修 200万円（工事費10万円以上の補修が対象）</li> <li>・建物購入 500万円 ・土地取得 800万円</li> </ul> |
| 申請時期 | 申請のためには、原則として事業実施の前年度に自治会館等整備計画を提出する必要があります。関係書類は全自治会に8月頃送付されます。   |
| 担当課  | 協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）   |

#### 自治会館等建設事業資金融資及び利子補給

|      |   |
|------|---|
| 概要   | 「自治会館等建設事業費補助金」の交付を受ける事業への資金融資及び利子補給  |
| 助成内容 | 事業費総額が200万円以上のもので、補助金交付額を控除した額の70%以内、700万円を限度に指定金融機関から融資が受けられます。償還年限は5年。また、この融資の額に対する利子の2分の1の額を市が補給します。 |
| 申請時期 | 上記「自治会館等建設事業費補助金」の交付決定がされていること  |
| 担当課  | 協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）  |

#### 防犯カメラ設置補助金

|      |  |
|------|--|
| 概要   | 自治会（町内会）等が新規に防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助  |
| 助成内容 | 補助額は、1台につき補助対象費用に9/10を乗じた額（上限額あり）です。   |
| 申請時期 | 4月～6月予定（申請前に事前相談を行う必要がありますので、詳細は担当課へお問合せください。）<br>関係資料は3月頃に全自治会に送付します。<br>当事業は令和4年度終了予定です。 |
| 担当課  | 危機管理課 危機管理担当 21-9863（直通）   |

#### 自主防災組織資機材等整備事業助成金

|      |   |
|------|---|
| 概要   | 自主防災組織が行う普及・啓発活動及び防災資機材等の整備に係る助成金                               |
| 助成内容 | 助成額は、世帯数区分に定める限度額の範囲内で、市長が決定した額とします。年度ごとに1回以上の防災訓練を行わなければなりません。 |
| 申請時期 | 5月から1月  |
| 担当課  | 災害対策課 訓練担当 21-9734（直通）  |

**資源再生物買上金**

|      |  |
|------|--|
| 概要   | 自治会（町内会）が回収した資源再生物の買上金   |
| 助成内容 | ごみステーションから回収された資源再生物の買上金   |
| 申請時期 | 自治会（町内会）毎の資源再生物回収量に平自連と市が締結した買上単価を乗じた金額を助成。回収月の翌月末までに指定の口座へ振り込みます。 |
| 担当課  | 環境施設課 リサイクルプラザ担当 51-5301（直通）                                       |

**（2）各種委員の推薦**

市から各自治会（町内会）に依頼される事項には様々なものがあり、各種委員の推薦もその中の一つです。

推薦にあたっては、平自連の定例役員会等で市から各地区連合会長に対し説明があり、その後、各地区の委員を地区連合会長が取りまとめ、市へ推薦します。また、外郭団体などからも多数推薦依頼があり、その都度平自連役員と協議し推薦を行っています。

**民生委員児童委員（区域担当・主任児童委員）**

| 概要   |                          |    |    |
|--|--------------------------|----|----|
| 民生委員児童委員は、担当区域内で高齢者・障がい者・児童・低所得者など社会的に弱い立場にある方々から相談を受け、援助活動を行います。        |                          |    |    |
| 地区民児協の区域毎に設置される地区民生委員推薦準備会が推薦し、その後、市の民生委員推薦会で推薦、さらに県知事の推薦後、厚生労働大臣が委嘱します。 |                          |    |    |
| 平自連での説明時期  | 任期満了年度の4月頃               | 任期 | 3年 |
| 担当課  | 福祉総務課 地域福祉担当 21-9848（直通） |    |    |

**美化推進委員**

| 概要   |                          |    |    |
|--|--------------------------|----|----|
| 美化推進委員は、平塚市をきれいにし、住みよいまちづくりを推進することを目的に地区内の美化パトロールや、まちぐるみ大清掃への参加PR等、実践活動を中心とした美化推進の浸透及び啓発のための活動を行っています。 |                          |    |    |
| 各自治会（町内会）に1名程度の割合で、各地区連合会長が推薦します。  |                          |    |    |
| また、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に規定されているクリーンひらつか推進員についても、推薦された美化推進委員の中から委嘱されています。                               |                          |    |    |
| 平自連での説明時期  | 隔年 1月頃                   | 任期 | 2年 |
| 担当課  | 環境政策課 資源循環担当 21-9762（直通） |    |    |

### 3. 市との連携・協力

#### ごみ減量化推進員

| 概 要  |                          |     |     |
|--|--------------------------|-----|-----|
| <p>ごみ減量化推進員会は、ごみの減量化及び資源化の推進を図るための啓発事業、調査研究、その他必要な事業を行っています。</p> <p>世帯数に応じて（1,000 世帯以下の自治会から 1 人、1,001 世帯以上の自治会から 2 人）各自治会（町内会）が選出し、各地区連合会長が推薦します。</p> |                          |     |     |
| 平自連での説明時期  | 隔年 10 月頃                 | 任 期 | 2 年 |
| 担当課  | 環境政策課 資源循環担当 21-9762（直通） |     |     |

#### 青少年指導員

| 概 要  |                          |     |     |
|--|--------------------------|-----|-----|
| <p>青少年指導員は、青少年に関係する諸団体への事業協力、青少年への指導・助言、社会環境健全化活動等、地域での青少年健全育成活動を積極的に推進しています。</p> <p>各自治会長（町内会長）が選出し、各地区連合会長が推薦します。（活動は小学校区単位となります。）</p> <p>市と併せて県の青少年指導員として県からの委嘱も受けます。</p> |                          |     |     |
| 平自連での説明時期  | 隔年 10 月頃                 | 任 期 | 2 年 |
| 担当課  | 青少年課 青少年育成担当 71-5950（直通） |     |     |

#### 防犯協会役員

| 概 要  |                          |     |     |
|--|--------------------------|-----|-----|
| <p>犯罪のない明るい社会をめざし、防犯思想の普及徹底、防犯意識の高揚、各種犯罪の未然防止などを目的とした各種事業を実施する平塚市防犯協会の役員等について、常任理事（支部長）1 名、理事 2 名、防犯指導員 1 名及び防犯女性部長 1 名を各地区連合会長が推薦します。</p> |                          |     |     |
| 平自連での説明時期  | 隔年 1 月頃                  | 任 期 | 2 年 |
| 担当課  | 危機管理課 危機管理担当 21-9863（直通） |     |     |

#### ●その他（主な委員会・協議会・団体等）

##### 公民館運営委員会

| 概 要  |                   |     |     |
|--|-------------------|-----|-----|
| <p>教育委員会の求めに応じ公民館の運営について協議し、意見を述べること、及び、公民館の事業に協力してこれを推進することを行っています。</p> <p>対象区域内の学校長又は学校を代表する者、社会教育関係団体を代表する者及び学識経験者のうちから教育長が依頼する者です。定数は 13 名</p> |                   |     |     |
| 担当課  | 中央公民館 34-2111（直通） | 任 期 | 2 年 |

**食生活改善推進団体**

| 概 要   |                       |     |    |
|---|-----------------------|-----|----|
| <p>地域住民に、健康づくりや生活習慣病予防のための適切な食生活に関する知識を普及するために、講座や個別普及伝達について、付随業務を行います。</p> <p>会長については、会員の総意で決定しその他役員は選考委員会で推薦後、総会にて決定します。正会員は平塚市主催食生活改善推進員養成講座を修了した者としているため、地域によって班員数にばらつきがあります。</p> |                       |     |    |
| 担当課   | 健康課 予防担当 55-2111 (直通) | 任 期 | 2年 |

**体育振興会**

| 概 要  |                          |     |    |
|--|--------------------------|-----|----|
| <p>地区体育振興に関わる連絡調整ならびに研修活動をはかり、もって地区体育の普及及び発展を図ることを目的としています。各地区体育振興会会長及び各地区より選出された代表者2名、事務局長をもって構成します。本部役員は、東西南北ブロックの役員（各地区体振会長）4名で組織された推薦委員会をもって選出します。</p> |                          |     |    |
| 担当課  | スポーツ課 スポーツ担当 31-3060(直通) | 任 期 | 2年 |

**子ども会育成会**

| 概 要  |                           |     |    |
|--|---------------------------|-----|----|
| <p>平塚市内の子ども会育成会で組織された平塚市子ども会育成連絡協議会と緊密な連携を図り、子ども会指導者の知識技術を高めるものです。役員等の選出については立候補制となっており、依頼人数の指定はありません。</p> |                           |     |    |
| 担当課  | 青少年課 青少年育成担当 71-5950 (直通) | 任 期 | なし |

**青少年補導員**

| 概 要   |                          |     |    |
|---|--------------------------|-----|----|
| <p>青少年の非行防止のための問題行動の早期発見、早期指導及び愛護指導（パトロールを行い、青少年に対して愛の一声運動での声かけ）を実施すると共に青少年における問題箇所、溜まり場等の把握といった情報収集や非行防止啓発活動を実施しています。</p> <p>平塚市長、平塚市立中学校長、平塚市内の高等学校長、平塚中等教育学校長が推薦し平塚市長が委嘱します。</p> |                          |     |    |
| 担当課   | 青少年課 指導相談担当 34-7311 (直通) | 任 期 | 2年 |

### 3. 市との連携・協力

#### 平塚市地域教育力ネットワーク協議会

| 概要   |                          |    |           |
|--|--------------------------|----|-----------|
| <p>地域社会の中で、子どもたちが世代間交流、生活体験、社会体験、自然体験、ボランティア体験などを積み重ね、「生きる力」を育むことができるよう、次世代を担う子供たちの教育環境づくりを目指した地域教育力のネットワークづくりを推進しています。</p> <p>役員等の選出基準については、各地区の教育力ネットワーク協議会ごとに定めており、統一した基準はない。</p> |                          |    |           |
| 担当課  | 社会教育部 社会教育担当 35-8123（直通） | 任期 | 各地区の基準による |

#### 平塚市生活支援・介護予防サービスに関する協議体

| 概要   |                                      |    |           |
|--|--------------------------------------|----|-----------|
| <p>地域におけるさまざまな団体・組織が参画し、高齢者支援等にかかる情報を共有するとともに、団体・組織と行政などとの協働により、地域で必要とされる資源・サービス開発等を推進するための定期的に関係する話し合いの場となります。</p> <p>役員等の選出方法については、各地域の規則で定めるところにより決定しており、地域包括支援センターが依頼している。</p> |                                      |    |           |
| 担当課  | 地域包括ケア推進課 医療・介護連携推進担当<br>20-8210（直通） | 任期 | 各地区の規則による |

#### 自主防災会

| 概要   |                   |    |           |
|--|-------------------|----|-----------|
| <p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害の予防や軽減するための「自助・共助」を行うものです。</p> <p>市内224組織において、災害時の活動班体制を整備しており、防災知識の普及、地域の災害危険把握、防災訓練の実施等を行っています。</p> <p>また、災害時には避難行動要支援者対策、避難所運営、住民の避難誘導等の活動を行っています。</p> |                   |    |           |
| 担当課  | 災害対策課 21-9734（直通） | 任期 | 各組織の定めによる |

#### 外郭団体からの主な推薦依頼等

- |  |  |            |
|--|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市社会福祉協議会評議委員</li> <li style="padding-left: 2em;">// 広報委員</li> <li style="padding-left: 2em;">// 理事</li> <li style="padding-left: 2em;">// 総合企画委員会小委員会評価委員</li> </ul> | }  | 平塚市社会福祉協議会 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市まちづくり財団評議委員</li> <li>・平塚市生きがい事業団評議委員</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>— 平塚市まちづくり財団</li> <li>— 平塚市生きがい事業団</li> </ul> |            |

- ・平塚市暴力追放推進協議会 — 平塚警察署
- ・湘南ひらつか名産品選定委員会委員 — 平塚商工会議所

### (3) 市からの回覧依頼

市から各自治会（町内会）に依頼される回覧物については、月一回、担当課である協働推進課にて取りまとめ、各自治会長（町内会長）宅に送付されます。

発送は原則として毎月1日ですが、1日が土日祝日にあたった場合には、前月末に発送されます。

各自治会（町内会）の回覧数については、毎年4月に市へ報告していますが、年度途中で回覧数に変更になった場合や、届いた回覧物に不足が生じた場合には、平塚市役所の協働推進課（TEL：21-9618）へ連絡してください。

なお、市と平自連との間では、回覧物の取扱いについて下記「申合せ」を行っており、この内容に則した回覧物のみが送付されています。



#### 平自連回覧物取扱申合せ

- 1 広報紙に掲載された内容の回覧物の依頼件数が増加傾向にあり、これに伴い各地区役員の労苦も増えている。そのため回覧にあたっては、事前に協働推進課に協議されたもので、併せて平自連会長の了解を得た回覧物に対応する。
- 2 回覧物は政治・宗教に関係ないもので、公共性が高く安心・安全に関わるものに限る。
- 3 全市的で緊急性（安全面・防災面等）のある回覧物は、平自連会長の了解を得たものは対応する。
- 4 地域限定の回覧物は、地区連合会長の了解を得た後、担当課で直接単位自治会長宅に毎月1日返に持参できるものは対応する。
- 5 継続的な事業内容の回覧物は、各年度1回を限度として対応する。
- 6 市行政各部署、教育委員会及び市が所管する各種団体等の協賛がない回覧物に対応しない。
- 7 金銭がからむ営業的な回覧物は、原則対応しない。  
ただし、営利を目的とせず、公共性が高いもので、平自連会長の了解を得たものは対応する。

付則 この申合せは平成11年4月1日から適用する。

付則 この申合せは平成17年4月1日から適用する。

付則 この申合せは平成20年3月26日から適用する

付則 この申合せは平成25年2月27日から適用する。

## 自治会運営コラム

### VI. 他団体と連携し、より良いまちづくりを

近年、防災・防犯や環境美化等、地域における課題が多様化し増大する中で、より安全に安心して生活できるまちづくりに向けた自治会（町内）運営等、地域コミュニティ活動の重要性が再認識されています。

一方で加入世帯数の減少や役員の高齢化、担い手不足等の喫緊の課題を抱える中、今後は行政だけでなく様々な主体と協働して地域づくりを行うことが自治会（町内会）に求められます。

#### ●地域の各種団体との連携を強化しよう

公民館や福祉村、小・中学校、体育振興会、青少年指導員協議会、老人会、防犯協会等、地域では様々な団体が活動しています。地域によっては、自治会をはじめとする各種団体が集まり地区協議会を立ち上げ、地域全体で課題に取り組んでいるところもあります。

日頃から、困り事や悩み事を団体間で共有し、協力し合うことで、個々の団体では解決できない課題も解決につながるかもしれません。

#### ●市民活動団体と連携しよう

市内には地域づくり、福祉、環境、子育て等様々な分野で活動している市民活動団体があります。専門的な知識やノウハウを有する市民活動団体との協働により地域の課題解決に取り組んでいる事例もあります。市民活動団体との連携について、「ひらつか市民活動センター（TEL：31-7571）」へ相談してみましょう。

#### ●学校や企業、商店等を巻き込もう

地域行事への参加や協力をお願いしたり、広報紙やポスターの配架をお願いする等、お互いのメリットになるような連携を考えてみましょう。





## (4) イベント用品の貸出

市では自治会（町内会）の行事等、地域のふれあい活動に役立つイベント用品を無料で貸し出しています。



### 【イベント用品の種類】

| 品名      | 在庫数 | 品名       | 在庫数 |
|---------|-----|----------|-----|
| ポップコーン機 | 4   | わた菓子機    | 5   |
| かき氷機    | 5   | 焼き物器     | 3   |
| 焼きそば台   | 4   | おでん鍋     | 2   |
| 発電機     | 2   | ワイヤレスアンプ | 1   |
| テント（大）  | 1   | テント（小）   | 2   |

<原則1種類につき1台までの貸出>

### 【貸出・返却】

- ・原則5日以内の貸出です。
- ・休庁日（土日、祝日）を除いた平日の午前9：30に貸出、返却です。

### 【予約方法】

- ① 平塚市役所の協働推進課（TEL：21-9618）に予約状況を確認してください。  
貸出備品、期間、使用場所等の内容を確認し、仮受付をします。
- ② 貸出日の1週間前までに、協働推進課にて「借受申請書」を提出して予約完了となります。

### 【先行予約】

先行予約の受付は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に分けて行われます。

| 貸出期間      | 受付開始    |
|-----------|---------|
| 前期（4～9月）  | 2月第3金曜日 |
| 後期（10～3月） | 8月第3金曜日 |



先行予約の受付については、前期分（4～9月）は「広報ひらつか」2月第3金曜日号、後期分（10月～3月）は8月第3金曜日号でお知らせします。

受付期間は受付開始日から概ね1週間で、予約が重複した場合には抽選となります。先行予約終了後は、先着順での受付です。

詳細は、平塚市役所の協働推進課（TEL：21-9618）までお問い合わせください。

自治会運営コラム

## VII. 子どもの見守り活動のこれから

2001年に発生した大阪府池田小事件をきっかけに、自治会・町内会をはじめとした地域住民による子どもの見守り活動が急増したことで、日本全体の刑法犯犯罪認知件数は急減し、今では世界で2番目に犯罪の少ない国となっています。この数字を維持し、次の世代に引き継いでいくためにも、今ある活動を継続することが大切です。

地域での防犯活動を長く続けるには、「M・A・T・E」、できる人が(Man)できる事を(Act)できる時に(Time)楽しみながら(Enjoy)、MATE(仲間)をつくり、つながりをつくるのが大切です。

犯罪は「犯罪をたくらんでいる人がいる」、「ひとりで居る子どもが多い」、「犯罪しやすい場所が多く、監視者の目がない」の3つの条件が揃った時に発生しやすいと言われています。

「監視者の目」を増やすには、「見守りベンチ」や「ながら見守り」が効果的です。「見守りベンチ」は歩き回らなくても家の前ででき、見守られている子ども達も、見守ってくれている方(お年寄りの方等)のことを気にかける様になるので、お互いのメリットにもなります。

また、「管理や所有を明確にして曖昧な場所を減らす」、「樹木や庭木を剪定し見通しの良い環境を作る」、「狭い路地は花壇等を置いて通れなくする」、「施設や門の鍵かけを徹底する」、「環境美化の意識を高める」、「目に見える防犯活動を行う」といった潜在的な危険を下げる防犯環境設計「CPTED」の原則も地域防犯活動の大切なポイントとなります。

令和元年度 自治会長研修会

日本子ども安全教育総合研究所理事長

順天堂大学医学部研究員 宮田美恵子氏講演より抜粋



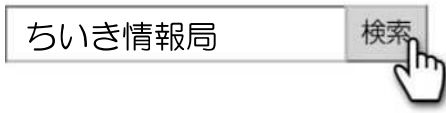
## (5) 地元密着！！ちいき情報局

「地元密着!! ちいき情報局」は、普段回覧等の紙媒体で共有しているコミュニティ内の情報を、インターネットを通じて気軽に共有することが出来る、地域向けのホームページ（情報共有手段）です。

利用者はスマートフォンやパソコンを利用して、更新された情報を日常的に閲覧することが出来ます。

ホームページ内には地区ごとのページがあり、それぞれの地区のページは地域の住民が主体的に運営し、情報掲載を行っています。

この「ちいき情報局」で情報を共有するメリットは、次のようなものがあげられます。



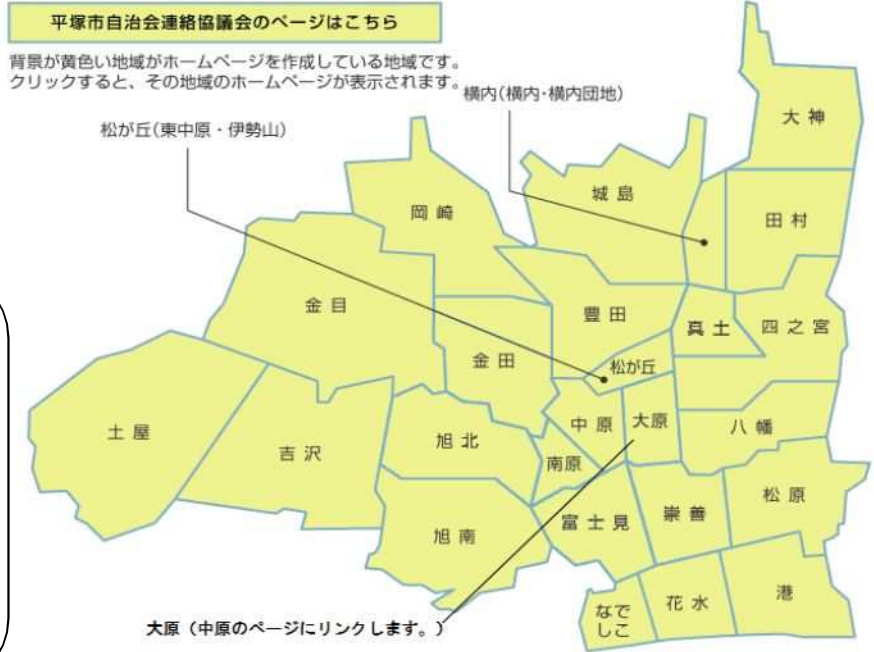
自治会・町内会マップや避難所マップ等、平塚市の様々な地図を確認することができます。

地域別投稿記事の分類一覧



- 新着情報
- 2021年12月24日 [豊田小学校 学校だより第24号\(歴史とロマンのふるさと ひらつか豊田\)](#)
  - 2021年12月24日 [なでしこ小学校 地域の方と一緒にビーチクリーン\(ちいき情報局 なでしこ\)](#)
  - 2021年12月24日 [福祉だよりひらつか 141号\(松と砂丘の里 松が丘\)](#)
  - 2021年12月24日 [越冬蝶・野鳥の観察会 in 金目親水公園\(悠久と願いの郷 金目\)](#)
  - 2021年12月24日 [旭南ごみ減量化推進委員会定例会開催\(湘南平のやまびこ\)](#)
  - 2021年12月24日 [【回覧板】どんと焼き\(だんご焼き\)開催のお知らせ\(わたしの田村\)](#)
  - 2021年12月24日 [「回覧板」おたのしみ会\(松が丘 松が丘\)](#)

### 平塚市連合自治会区割図



こちらの二次元コードでもアクセスできます！

地域の団体や住民のメリットは？

地域活動に興味がある住民へのPR

スマートフォンで気軽に閲覧することが出来るちいき情報局を活用することで、地域活動に興味は持ちながらも情報が不足していたことで活動に参加出来ていなかった住民を、活動に呼び込むことが出来るようになります！

緊急時の連絡

定期的に出される紙の「たより」と違い、**緊急の連絡にも対応**出来ます！

例：地区レク、まちぐるみ大清掃の雨天中止・延期情報

紙の回覧板との使い分け

紙で回覧している「たより」などに比べ、多くの情報（画像や動画）を掲載することができるため、より**詳細な情報共有**をすることができます！

また、紙の回覧と比較して、印刷コストや仕分け・回覧に必要な人的コストを大幅に効率化することが出来ます！

また、地域にお住まいの方のこんな声にお応えすることができます。

よくあるか？

地域の情報が欲しい時ってありませんか？

子育てサークルは？

子どもが生まれたけれど地域に子育て支援のサークルってあるのかしら？

盆踊りはいつ？

そういえば、今年の“どんど焼き”・“盆踊り”はいつだったかな？

雨が降ってきたけど、今日の地区レクリエーションは中止なのかな？

回覧内容は？

回覧板で回ってのお知らせ、中身をよく見ず回しちゃった、もう一度見られないかしら？



そんな時！

地域のホームページで検索



「ちいき情報局」のページは、各地区連合会を含む概ね小学校区で開設し、管理運営を行っています。お問い合わせ等は、各地区の運営委員会または平塚市役所の協働推進課（TEL：21-9618）までお願い致します。

## (6) 市の組織及び各課の主な事務

(令和3年7月1日現在)

## 市長の事務部局

| 部     | 課                 | お問い合わせ先   | 課の主な所掌事務  |
|-------|-------------------|---|---|
| 市長室   | 秘書課               | 23-1111   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市長及び副市長の秘書</li> <li>市長が特に指示する政策課題等の調査及び研究</li> </ul>                                   |
|       | 広報課               | 広報担当 21-8761<br>シティ・トモ担当 21-8556                | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報ひらつかの編集発行</li> <li>各種報道機関への発表、連絡及び調整</li> <li>シティ・トモ</li> </ul>                      |
|       | 危機管理課             | 21-9863   | <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理対策の総合的企画及び調整</li> <li>市民生活の安心安全、防犯</li> </ul>                                      |
|       | 災害対策課             | 21-9734   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の策定</li> <li>地震・津波、風水災害対策</li> <li>防災訓練及び防災意識の普及</li> </ul>                      |
| 企画政策部 | 企画政策課             | 政策担当 21-8797<br>計画推進担当 }<br>行財政改革推進担当 } 21-8760 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例の普及啓発</li> <li>市行政の総合的企画及び調整</li> <li>行政及び財政の改革</li> </ul>                       |
|       | 財政課               | 21-8765   | <ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成と執行管理</li> <li>ふるさと寄附金の受入れ</li> </ul>  |
|       | デジタル推進課           | 21-8792   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域情報化、行政情報化の推進及び情報セキュリティ</li> <li>情報化施策の総合的企画及び調整</li> <li>情報システムの整備、管理及び運用</li> </ul> |
|       | マイナンバー推進課         | 20-9123   | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度の推進</li> <li>マイナンバーカードの交付</li> </ul>   |
|       | 資産経営課             | 21-8763   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市有財産の活用及び総合調整</li> <li>公共施設の総合的管理</li> </ul>   |
|       | オリンピック・パラリンピック推進課 | 20-8700   | <ul style="list-style-type: none"> <li>オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に係る施策の企画及び総合調整</li> <li>ホストタウン及び共生社会ホストタウン事業の推進</li> </ul>      |
| 総務部   | 行政総務課             | 21-9754   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事務管理、議会の招集、文書管理</li> <li>各種統計調査の実施</li> <li>条例、規則の審査</li> </ul>                        |
|       | 職員課               | 21-8762   | <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人事、労務、研修</li> <li>給与、福利厚生</li> </ul>  |
|       | 契約検査課             | 契約担当 21-8780<br>検査担当 21-8788                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>入札、契約</li> <li>工事検査</li> </ul>   |
|       | 庁舎管理課             | 21-9608   | <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の維持管理</li> </ul>   |
|       | 納税課               | 21-8769   | <ul style="list-style-type: none"> <li>税務事務の総合企画、税制</li> <li>市税等の徴収</li> </ul>  |
|       | 市民税課              | 個人市民税担当 21-8766<br>諸税担当 21-8767                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税の賦課</li> <li>法人市民税、軽自動車税等の賦課</li> </ul>   |
|       | 固定資産税課            | 21-8768   | <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税、都市計画税の賦課</li> <li>市税関係証明の発行</li> </ul>   |
| 産業振興部 | 産業振興課             | 21-9758   | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業政策の総合的企画及び調整</li> <li>企業の立地促進</li> <li>労働行政</li> </ul>                               |

### 3. 市との連携・協力

| 部         | 課          | お問い合わせ先  | 課の主な所掌事務  |
|-----------|------------|--|---|
| 産業振興部     | 農水産課       | 農業政策担当 35-8102<br>農業振興担当 35-8103<br>農地整備担当 35-8105<br>みなと水産担当 21-2066                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水産業の振興</li> <li>農水産業団体の指導育成</li> <li>農業用道路及び用排水路の整備</li> <li>平塚漁港及び平塚市水産物地方卸売市場の管理</li> </ul>   |
|           | 商業観光課      | 35-8107  | <ul style="list-style-type: none"> <li>商業振興、商業団体の育成</li> <li>七夕まつり等の観光振興</li> </ul>   |
| 公営事業部     | 事業課        | 21-3935  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車競走の実施</li> </ul>  |
| 市民部       | 協働推進課      | 21-9618  | <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティづくりの推進</li> <li>市民活動及びボランティア活動の推進</li> </ul>   |
|           | 市民課        | 管理担当 20-8062<br>戸籍担当 21-8771<br>市民異動担当 21-8772<br><br>証明担当 20-8173<br><br>個人カード交付担当<br>20-9123 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平塚市聖苑の管理運営、住居表示付番申請</li> <li>戸籍の記載</li> <li>出生・婚姻・転入・転出等戸籍・住所異動各種届出、平塚市聖苑の受付</li> <li>戸籍・住民票等証明発行、市民窓口センターの管理運営</li> <li>マイナンバーカード（個人番号カード）及び通知カードの交付</li> </ul> |
|           | 市民情報・相談課   | 広聴・相談担当 } 21-8764<br>情報公開担当 }<br>消費生活担当 20-5775<br>消費生活センター 21-7530                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>市長への手紙、市政に対する意見・提案等の受付、各種市民相談</li> <li>行政文書の公開及び個人情報保護</li> <li>消費生活相談、消費者啓発</li> </ul>  |
|           | 文化・交流課     | 文化振興担当 32-2235<br><br>交流親善担当 25-2520   | <ul style="list-style-type: none"> <li>文化振興事業の推進、平塚文化芸術ホール整備</li> <li>国内外の都市との交流事業の推進、外国籍市民相談</li> </ul>  |
|           | 人権・男女共同参画課 | 21-9861  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人権施策の総合的調整</li> <li>男女共同参画に関する施策の総合的企画及び調整</li> </ul>  |
|           | 福祉部        | 福祉総務課  | 福祉総務担当 21-9862<br>地域福祉担当 21-9848<br><br>保健福祉総合相談担当<br>21-8779   |
| 高齢福祉課     |            | 高齢福祉担当 21-9622<br>高齢者相談支援担当 21-9621  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援等在宅福祉サービス</li> <li>高齢者の権利擁護等に関する相談支援</li> </ul>  |
| 地域包括ケア推進課 |            | 介護予防担当 20-8217<br>医療・介護連携推進担当<br>20-8210   | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業の資源の確保及び調整</li> <li>在宅医療及び介護の連携推進</li> </ul>   |
| 障がい福祉課    |            | 21-8774  | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の手帳申請、自立支援医療申請</li> <li>障がい福祉サービス相談・支給決定</li> <li>障がい者虐待防止センター</li> </ul>  |
| 生活福祉課     |            | 21-9849  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による保護の決定及び実施</li> </ul>   |
| 介護保険課     |            | 21-8790  | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の給付</li> <li>介護認定</li> <li>介護保険料の賦課及び徴収</li> </ul>   |
| 健康・こども部   | 保育課        | 子育て支援担当 21-9842<br>保育担当 21-9612<br>運営整備担当 21-8555  | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援</li> <li>保育所等への入所</li> <li>保育所等の管理、施設整備</li> </ul>   |

### 3. 市との連携・協力

| 部                | 課        | お問い合わせ先   | 課の主な所掌事務   |
|------------------|----------|---|--|
| 健康・<br>こども<br>部  | こども家庭課   | こども総合相談担当 21-9843<br>こども発達支援担当 32-2738<br>児童手当・医療担当 21-9844                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに関する総合相談、母子、父子等相談</li> <li>こどもの発達に関する相談</li> <li>児童手当等の支給、小児、ひとり親家庭等の医療費助成</li> </ul>  |
|                  | 健康課      | 55-2111   | <ul style="list-style-type: none"> <li>保健センターの管理運営</li> <li>がん検診、乳幼児健診及び予防接種</li> <li>市民の健康づくりの推進及び保健思想の普及</li> <li>母子健康手帳の交付</li> <li>新型コロナワクチンの接種</li> </ul>                       |
|                  | 青少年課     | 青少年育成担当 71-5950<br>指導相談担当 34-7311   | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成の総合的施策推進</li> <li>びわ青少年の家及び子どもの家の管理運営</li> <li>青少年相談及び青少年会館の管理運営</li> </ul>  |
|                  | 保険年金課    | 資格給付担当 21-8776<br>保険税担当 21-8775<br>国民年金担当 21-8777<br>後期高齢者医療担当 21-9768            | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の加入・脱退</li> <li>国民健康保険の給付</li> <li>特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査</li> <li>国民健康保険税の賦課及び徴収</li> <li>国民年金</li> <li>後期高齢者医療保険制度</li> </ul>       |
| 環境部              | 環境政策課    | 21-9762   | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境政策の総合的企画及び調整</li> <li>環境管理システムの推進</li> <li>資源循環型社会の形成及び推進</li> </ul>  |
|                  | 収集業務課    | 21-8796   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ、し尿等の収集及び運搬</li> </ul>  |
|                  | 環境保全課    | 環境保全担当 21-9764<br>環境対策担当 23-9969  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公害の防止等生活環境の保全、公害に関する相談</li> <li>鳥獣保護、動物の愛護及び適正な飼養の啓発、生物多様性、埋立て、水道</li> </ul>  |
|                  | 環境施設課    | 施設整備・広域担当 21-9763<br>事業センター担当 55-6615<br>リサイクルプラザ担当<br>51-5301<br>破碎処理場担当 22-4557 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の整備、ごみ処理広域化</li> <li>環境事業センター並びに一般廃棄物最終処分場の維持管理及び運営</li> <li>資源再生物の収集及び運搬並びにリサイクルプラザの維持管理及び運営</li> <li>粗大ごみ破碎処理場の維持管理及び運営</li> </ul> |
| まちづ<br>くり<br>政策部 | まちづくり政策課 | 21-8781   | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市政策の総合的企画及び調整、空き家等に関する相談</li> <li>土地利用</li> <li>都市計画の決定、調整、許可等</li> <li>都市景観、屋外広告物の許可等</li> </ul>  |
|                  | 交通政策課    | 21-9840   | <ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通政策</li> <li>自転車対策</li> <li>交通安全</li> </ul>  |
|                  | 開発指導課    | 開発調整担当 } 21-8782<br>調査指導担当 }<br>開発審査担当 21-8789                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為許可等の違反に対する調査、是正指導</li> <li>開発事業の総括指導、調整及び協議</li> <li>開発行為の許可及び工事完了検査</li> </ul>   |

### 3. 市との連携・協力

| 部        | 課         | お問い合わせ先  | 課の主な所掌事務  |
|----------|-----------|--|---|
| まちづくり政策部 | 建築指導課     | 建築指導担当 21-9731<br>建築審査担当 }<br>建築安全担当 } 21-9732                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく違反是正指導、許認可、協議</li> <li>・建築確認に関する審査・検査、長期優良住宅の認定</li> <li>・建築物の耐震化支援、建築物の定期報告</li> </ul>                            |
| 都市整備部    | 都市整備課     | 21-8783  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示整備事業、土地区画整理事業</li> <li>・中心市街地の活性化、都市再開発事業</li> <li>・ツインシティのまちづくり</li> </ul>   |
|          | みどり公園・水辺課 | 21-9852  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・花とみどりの施策及び調整</li> <li>・公園、霊園、緑地等の計画、設計及び工事の施工</li> <li>・公園、霊園、緑地等の維持管理及び使用・占用許可</li> </ul>                                  |
|          | 総合公園課     | 35-2233  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合公園及び馬入ふれあい公園の維持管理</li> <li>・有料公園施設の管理運営及び利用調整</li> </ul>  |
|          | 建築住宅課     | 営繕第一担当 }<br>営繕第二担当 }<br>機械設備担当 } 21-8770<br>電気設備担当 }<br>住宅管理担当 21-8784 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有建築物の設計及び工事の施工</li> <li>・市営住宅の管理運営</li> </ul>  |
| 土木部      | 土木総務課     | 21-9847  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県が管理する道路や河川の整備促進要望</li> <li>・道水路等の占用の許認可</li> <li>・道水路等の境界確定、証明及び閲覧</li> </ul>  |
|          | 道路管理課     | 管理担当 21-9846<br>維持担当 21-8794   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の認定、廃止及び変更</li> <li>・道路台帳等の整備</li> <li>・道路、駅前広場の維持管理、補修</li> </ul>  |
|          | 道路整備課     | 21-9845  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋りょうの用地の取得、登記及び物件移転補償</li> <li>・道路、橋りょうの計画</li> <li>・道路、橋りょうの新設、改良</li> </ul>  |
|          | 下水道経営課    | 総務担当 }<br>経営担当 } 21-8786<br>排水設備担当 21-8785                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併処理浄化槽及び雨水貯留槽の補助金</li> <li>・公共下水道及び農業集落排水の使用料の賦課徴収、減免申請の受付</li> <li>・下水道事業の予算・決算</li> <li>・排水設備の普及促進、申請、検査、助成</li> </ul>   |
|          | 下水道整備課    | 計画担当 21-8787<br>整備担当 21-9854<br>維持管理担当 21-9853                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道、河川及び排水路の計画、設計並びに自費工事に係わる技術指導</li> <li>・公共下水道、河川及び排水路の新設、改良</li> <li>・公共下水道、農業集落排水、河川及び排水路の維持管理、補修並びに台帳等の整備</li> </ul> |
|          | 会計課       | 会計担当 21-9743   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出命令の審査</li> <li>・現金、有価証券及び物品の出納及び保管</li> </ul>   |



## 行政委員会等

| 部          | 課 | お問い合わせ先 | 課の主な所掌事務   |
|------------|---|---------|--|
| 議会局        |   | 21-8791 | <ul style="list-style-type: none"> <li>議員の服務、福利厚生及び研修</li> <li>本会議、各種委員会の運営</li> <li>議会だよりの発行</li> </ul> |
| 選挙管理委員会事務局 |   | 21-8795 | <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙の執行</li> </ul>  |
| 監査委員事務局    |   | 21-9741 | <ul style="list-style-type: none"> <li>監査の執行</li> </ul>  |
| 農業委員会事務局   |   | 21-9851 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地利用関係の調整、農地等の諸証明の発行</li> </ul>                                   |

## 教育委員会

| 部         | 課           | お問い合わせ先                                     | 課の主な所掌事務   |
|-----------|-------------|---|--|
| 学校<br>教育部 | 教育総務課       | 教育総務担当 35-8113                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会会議の運営</li> <li>教育委員会職員（市費）の人事、服務、厚生</li> <li>教育行政の総合的企画及び調整</li> </ul> |
|           | 教育施設課       | 35-8115                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育財産の取得処分</li> <li>学校施設の維持管理</li> <li>学校施設の設計及び施工</li> </ul>                |
|           | 学校給食課       | 35-8119                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食に係る施策の推進</li> <li>中学校給食の推進</li> </ul>                                   |
|           | 学務課         | 35-8118                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学、転学、退学、通学区域の設定及び変更</li> <li>就学援助及び平塚市立幼稚園の入園</li> </ul>                   |
|           | 教職員課        | 35-8116                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の人事、服務及び福利厚生</li> </ul>  |
|           | 教育指導課       | 35-8120                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導、生徒指導及び進路指導、教科書の採択</li> <li>学校の安全管理指導及び研修</li> </ul>                    |
|           | 教育研究所       | 33-2121                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関する調査研究、教育関係職員の研修</li> <li>教育の情報化</li> </ul>                             |
|           | 子ども教育相談センター | 36-6012                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談、就学相談・指導</li> <li>教育関係職員の研修</li> <li>適応指導教室の運営</li> </ul>               |
| 社会<br>教育部 | 社会教育課       | 社会教育担当 35-8123<br>文化財保護担当 35-8124           | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育事業の普及及び振興</li> <li>文化財の保護、保存、活用、調査</li> </ul>                           |
|           | 中央公民館       | 34-2111                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の管理運営</li> </ul>   |
|           | スポーツ課       | 31-3060                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民スポーツの普及及び振興</li> <li>スポーツ施設の管理運営</li> </ul>                               |
|           | 中央図書館       | 31-0415                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>図書の新入し出し及び購入並びに視聴覚ライブラリーの運営</li> </ul>                                      |
|           | 博物館         | 管理担当 } 33-5111<br>学芸担当 }<br>市史編さん担当 32-5843 | <ul style="list-style-type: none"> <li>博物館資料の収集、整理、展示及び保管</li> </ul>   |
|           | 美術館         | 35-2111                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>美術館の管理運営</li> <li>美術館資料の収集、整理、展示及び保管</li> </ul>                             |

### 3. 市との連携・協力

#### 消防

| 部    | 課     | お問い合わせ先                                       | 課の主な所掌事務   |
|------|-------|---|--|
| 消防本部 | 消防総務課 | 21-9725                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員の人事、服務、福利厚生</li> <li>消防庁舎等の整備及び維持管理</li> </ul>                          |
|      | 予防課   | 予防担当 21-9728<br>危険物担当 21-9726<br>査察担当 21-9727 | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防同意等に関する審査及び検査</li> <li>危険物施設の許可及び検査</li> <li>火災予防査察及び防火管理等各種届出</li> </ul> |
|      | 消防救急課 | 21-9729                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防水利、消防団員、消防訓練</li> <li>救急業務計画、救命講習</li> </ul>                              |
|      | 情報指令課 | 21-9733                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防通報の受信及び指令</li> </ul>  |
| 消防署  |       | 管理担当 21-9614                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の調査及び消防諸証明の発行</li> </ul>  |
|      | 警備第一課 | 21-9730                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防、救助及び救急活動</li> </ul>  |
|      | 警備第二課 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防、救助及び救急活動</li> </ul>  |
|      | 警備第三課 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防、救助及び救急活動</li> </ul>  |

#### 市民病院

| 部     | 課     | お問い合わせ先 | 課の主な所掌事務  |
|-------|-------|---------|---|
| 病院事務局 | 経営企画課 | 32-0015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院事業の経営、調査及び企画</li> <li>診療情報の総合的管理と活用</li> <li>経理、予算及び決算</li> <li>病院事業の電算化</li> <li>病院事業の広報</li> </ul> |
|       | 病院総務課 |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院職員の人事、給与及び福利厚生</li> <li>病院施設等の維持管理及び病院の資材、物品等の調達、検収及び保管</li> </ul>                                   |
|       | 医事課   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>入院及び外来診療に係る窓口業務</li> <li>診療報酬請求・施設基準関連業務</li> <li>地域医療機関等との連携、患者支援</li> </ul>                          |

#### ○ その他

さまざまな困りごとの相談窓口のご案内リーフレット「気づいてくださいこころのサイン」に市民のみなさんが利用できる窓口案内をしています。（市のホームページからもご覧いただけます）



こちらの二次元コード  
でもアクセスできます！

